

## 県からの営業時間短縮の協力要請等に 応じて協力金が支給されます (新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金)



商工観光部産業戦略課  
☎22-1220

食品衛生法に基づく飲食店営業許可を取得している全ての飲食店（宅配・テイクアウトを除く）を対象に、宮城県からの休業または営業時間短縮の協力要請にご協力いただいた事業者に対し、協力金が支給されます。

### ◆各要請期間と拡大防止協力金

**【1】 令和3年8月20日 午後8時から  
令和3年8月27日 午前0時まで**

中小企業者 2.5万円～7.5万円/日×7日  
大企業 上限額 20万円/日×7日

**【2】 令和3年8月27日 午前0時から  
令和3年9月13日 午前0時まで**

中小企業者 4万円～10万円/日×17日  
大企業 上限額 20万円/日×17日

**【3】 令和3年9月13日 午前0時から  
令和3年10月1日 午前5時まで**

中小企業者 2.5万円～7.5万円/日×18日  
大企業 上限額 20万円/日×18日

### ◆各期間の要請内容は

#### 【1】 【3】 まん延防止等重点措置期間

時間短縮営業（午前5時から午後8時まで）  
酒類提供は午前11時から午後7時まで

#### 【2】 緊急事態宣言期間

酒類又はカラオケ設備を提供する飲食店  
⇒ 休業（酒類等の取りやめる場合は時短営業も可能）  
上記以外の飲食店  
⇒ 午前5時から午後8時までの営業時間短縮

### ◆協力金の申請方法等 原則、「郵送申請」

※詳しくは、栗原市ウェブサイトよりご確認ください。

### ◆申請期間は

【1】 【2】 要請期間分は、  
令和3年9月15日から  
【3】 は、令和3年10月1日から  
令和3年11月15日まで

※当日消印有効

## 緊急事態宣言に伴い 関連事業者支援金を給付します



商工観光部産業戦略課  
☎22-1220

宮城県からの協力要請による飲食店の休業または営業時間短縮に伴い、影響を受けた市内の中小企業者等に支援金を給付します。

### ◆対象となる方は

次の全てに該当する方

1. 宮城県からの休業または営業時間の短縮要請に協力した飲食店と取引のある中小企業者等の方
2. 令和3年8月及び9月の2か月間の売上が、前年または前々年の同時期比で10%以上減少しており、前年または前々年同時期の1か月当たりの売り上げが、10万円を超えていること

### ◆関連事業者となる例

- ① 飲食店と取引をしており売上げが減少
  - ・ 食材納入業（個人農家を含む）、酒販小売業等
- ② 深夜帯の客が減ったことで売上が減少
  - ・ タクシー、運転代行業 等
- ③ 飲食店の従業員・利用者向けサービス機会が減ったことで売上が減少
  - ・ おしぼり業、広告業 等

### ◆給付額は

1事業者につき 10万円

### ◆申請方法等は 原則、「郵送申請」

※詳しくは、栗原市ウェブサイトよりご確認ください。

### ◆申請期間は

令和3年10月12日から11月30日まで

### ◆申請に必要なものは

- ◇ 交付申請書兼請求書
- ◇ 営業許可証等営業実態が確認できる書類の写し
- ◇ 関連事業者に係る影響確認書
- ◇ 売り上げが減少したことがわかる書類の写し
- ◇ その他市長が必要と認める書類